

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

地番、地目、地積、価格)

・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの

(1) 固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している方(ただし、土地のみを所有している方は、家屋の縦覧ができません。また、家屋のみを所有している方は、土地の縦覧ができません)

・必要なもの
本人確認ができるもの
(運転免許証等)

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

(2) 納税者本人から委任を受け

た方
・必要なもの
委任状(または納税通知書等)

■問い合わせ
税務課 課税第2班

☎0820(74) 1008

野生のサルを見かけたら

町内において、野生のサルの目撃情報を収集しています。見かけた場合は、次のことに注意の上、農林課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

(1) 近づかない。

(2) 目を合わせない。

(3) 大きな声を出したり、驚かせたりしない。(刺激を与え

るような行動をしない)

(4) 絶対にエサを与えない。食べ物を見せない。(※捕獲用のわな(箱わな等)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください)

■問い合わせ
農林課有害鳥獣対策班

☎0820(79) 1002

鳥獣(イノシシ・カラス等)の「エサ場」をつくらないようにしましょう

田んぼや畑に収穫しない農作物や野菜クズ等を放置している様子が見受けられます。

このような場所は、鳥獣にとって格好の「エサ場」として、鳥獣が頻繁に出没するようになり、自己の耕作地だけでなく、周囲の耕作地や宅地等へ

の被害を引き起こします。

収穫しない農作物や野菜クズ等は耕作地に放置せず、廃棄等して鳥獣の「エサ場」をつくらないようにしましょう。

■問い合わせ
農林課有害鳥獣対策班

☎0820(79) 1002

令和4年度前期

危険物取扱者試験

■試験の種類

甲種・乙種・丙種(甲種以外は誰でも受験できます)

■実施日

6月18日(土)、19日(日)

■場所

県内各市(柳井市では、6月18日に乙種第4類の試験)

■受験申請の手続き

最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。電子申請もできますので、詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

■願書受付期間

・書面申請

4月8日(金)～4月21日(木)

・電子申請

4月5日(火)～4月18日(月)

■試験準備講習会

乙種第4類の試験準備講習会を5月19日(木)・20日(金)の2日間、中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール(柳井市宮本塩浜1578-8)で開催します。定員は30人で、受講料が必要となります。

※詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23) 7774

警察官採用試験

■試験区分

警察官採用A試験(第1回)

■受験資格

平成元年4月2日以降に生まれた方で、四年制以上の大学を卒業または令和5年3月31日までに卒業見込みの方

■受付期間
4月11日(月)まで

■第1次試験
5月8日(日)

※詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ

柳井警察署警務課
☎0820(23) 0110

「柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設基本計画」(案)についてご意見を募集しています

柳井地区広域消防組合は新庁舎建設を計画しています。

あらゆる災害に対応可能な施設、機能を備え、将来にわたる安全安心のまちづくりの実現に必要な防災・災害対応活動拠点となる庁舎の建設を実現するため、「柳井地区広域消防本部・柳井消防署新庁舎建設基本計画」の素案を作成しました。この素案について、皆さまのご意見を募集しています。

素案は、消防組合ホームページに掲載しています。また、消防本部総務課および町総務課でも閲覧できます。

■意見の提出方法

3月25日(金)までに意見書(任意様式可)に氏名、住所、意見等を記載して、郵送、FAXまたは直接お届けください。

■提出先・問い合わせ

〒742-0031
柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部 総務課

☎0820(23) 7772

FAX 0820(23) 4503

URL <http://www.yanai119.jp/>